
手引6 PDCAの仕組みを構築する

秘訣9:既存のマネジメントシステム運用時に定常的にCSRの要素を取り込む

事例企業 | イオン株式会社

手引6 PDCAの仕組みを構築する

秘訣9

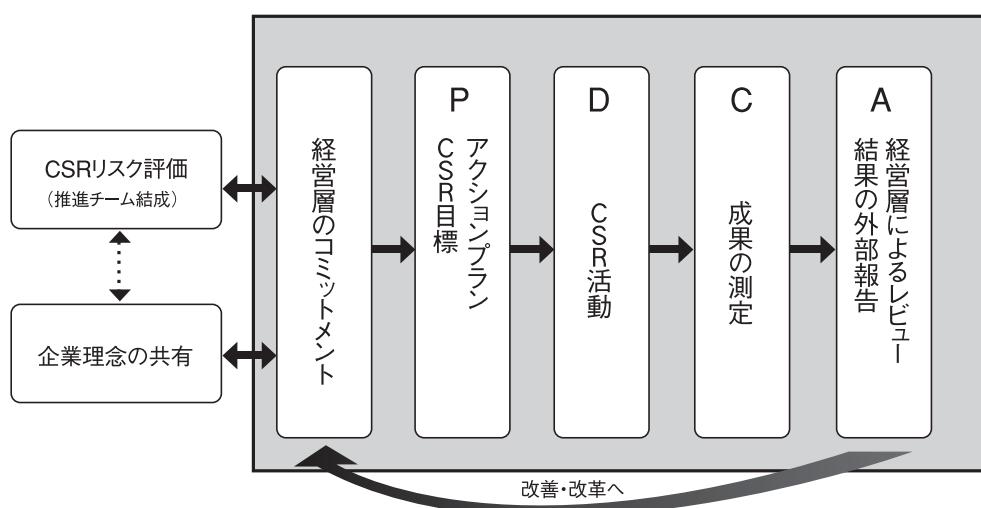
既存のマネジメントシステム運用時に定常的にCSRの要素を取り込む

CSRは、組織的、計画的、及び継続的な取り組みが求められますから、運用の仕組みが必要です。その仕組みが、CSRマネジメントシステムです。このシステムは、[Plan(計画)–Do(実施)–Check(確認)–Act(改善)]で構築・運用し、定期的にチェックすることにより、継続的な改善や仕組み全体の改革につなげていきます。

CSRマネジメントシステムといつても、特殊な仕組みが必要なわけではありません。世界には、CSRに関する規格・基準が200以上あると言われています。既存の規格・基準を参考に、自社ならではの“味付け”を考えてください。またISO、目標管理、経営品質賞、バランス・スコアカード、QCサークルなど既に社内で定着している“既存のマネジメント”があれば、それを利用するのも有効です。日本企業では、ISO14001の全社統合や経営品質賞のフレームワークを活用したCSRマネジメント事例も見られるようになりました。

既存マネジメント活用のメリットは、CSR活動を開始する際、社員の心理的な負担が軽くなる点です。使い慣れたシステムや活動の中に、定常的にCSRの要素を取り込むことで、より多くの社員から理解を得やすく、自然に活動の質を高めていくことができます。

図22 CSRマネジメントシステムの全体像



手引6 PDCAの仕組みを構築する

秘訣9 既存のマネジメントシステム運用時に定常的にCSRの要素を取り込む

事例 【SA8000を使ったPDCAの構築・運用】 イオン株式会社

イオン(株)は、2004年11月イオン(株)本社業務とプライベートブランド「トップバリュ」のサプライヤー管理において、人権と労働環境に関する国際規格「SA8000」の認証を取得しました。「SA8000」は、マネジメントが機能していることに加え、パフォーマンスが要求される国際規格であります。

イオン(株)では、SA8000のマネジメントシステムを活用し、イオン(株)本社業務とトップバリュの製造委託取引先とともに、人権および労働基準における国際規範・法令を遵守し、その継続的な改善を実施しています。

イオン(株)本社では、SA8000の8つの要求事項を管理項目として、PDCAサイクルを回す取組みを行っております。

また、そのSA8000の管理項目の一環であるサプライヤー管理については、「イオンサンプライヤーCoC(取引行動規範)」を2003年に制定し、企業倫理と労働環境等について、13の項目についてこれを管理項目として、PDCAを回すという取り組みを行っております。

これは、国際労働機関(ILO)のルールや国際規格「SA8000」等を参照にした従業員の人権や労働環境に関する項目と、イオン(株)の基本理念や社内ルールの考え方を盛り込んで独自に作成した環境保全や企業倫理に関する項目の計13項目から構成されています。ただし遵守項目について、その国や地域の法規制に適合することを前提にしています。

そして、この13項目の要求事項に基づき、トップバリュの製造委託先工場の監査・監視(モニタリング)を実施しています。

【人権・環境保全・企業倫理に関する13項目】

1. 「児童労働」違法な児童労働は許されない
2. 「強制労働」：強制・囚人・拘束労働は許されない
3. 「安全衛生および健康」：安全で健康な職場を提供すること
4. 「結社の自由および団体交渉の権利」：従業員の権利を尊重すること
5. 「差別」：生まれた背景・信条で差別してはならない
6. 「懲罰」：従業員に過酷な懲罰を課してはならない
7. 「労働時間」：労働時間に関する法令を遵守すること
8. 「賃金および福利厚生」：賃金および福利厚生に関する法令を遵守すること
9. 「経営責任」：「イオンサンプライヤーCoC(取引行動規範)」の遵守宣言をすること
10. 「環境」：環境汚染・破壊防止に取組むこと
11. 「商取引」：地域の商取引に関する法令を遵守すること
12. 「認証・監査・監視(モニタリング)」：「イオンサンプライヤーCoC(取引行動規範)」の認証・監査・監視を受けること
13. 「贈答禁止」：イオンとサプライヤーの贈答禁止

以上